

令和4年6月30日 第4回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時45分

1 出席委員

2番 吉川友二	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
5番 菊地隆志	8番 遠藤勇	9番 人見華代
10番 石黒彰	11番 岡元義春	12番 吉村進

2 欠席委員

1番 餌取靖徳	6番 宮口孝治	7番 松田博幸
---------	---------	---------

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務担当主査 餌取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 4 議案第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表について

第3回農業委員会総会

令和4年6月30日

開会 午後1時30分

(開会)

○議長 ただいまから、令和4年度第4回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番餌取靖徳委員、6番宮口孝治委員、7番松田博幸委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 次に、本日の議事録署名委員の指名について、足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、8番遠藤勇委員、9番人見華代委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和4年度第3号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするもので

す。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛777番3ほか16筆、計17筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、311,627㎡の内、畑が206,121㎡、採草放牧地が105,506㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等を受ける者が新規就農のための研修期間が満了し、足寄町農業再生協議会で新規就農認定者として認定されました。よって、令和2年3月9日に開催された柏倉地区の人・農地プラン協議で決定した就農地の農地を公益財団法人北海道農業公社の買入れまでの間、使用貸借するものです。

別紙議案調査書のとおり、借受人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 1番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の

設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地244番2ほか33筆、計34筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、山林、牧場、宅地、雑種地、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、326,668㎡の内、採草放牧地が318,993㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等を受ける者が新規就農のための研修期間が満了し、足寄町農業再生協議会で新規就農認定者として認定されました。よって、令和2年7月22日に開催された上大誉地地区の人・農地プラン協議で決定した就農地の農地を公益財団法人北海道農業公社の買入れまでの間、使用貸借するものです。

別紙議案調査書のとおり、借受人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 2番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番につきましては、石黒彰委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。審議終了後、入室、着席し

て下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 37分 休憩

午後 1時 38分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町上足寄156番1ほか16筆、計17筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、100,555㎡の内、77,313㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

賃貸ですが、1年間231,000円、10アール当たり3,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から離農に伴い賃貸の申し出があり、地域担当農業委員である人見委員と協議し、両者で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、別紙議案調査書のとおり、賃借人は酪農・畑作経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 3番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、議案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午後 1時 39分 休憩

午後 1時 40分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。
4番を説明します。

局長。

○事務局長 4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町大誉地714番6ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、39,467㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間100,000円、10アール当たり2,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等を受ける者から賃借の申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、両者で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、別紙議案調査書のとおり、賃借人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 4番については、ただいま局長の

説明のとおりです。

何か、質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、議案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条に基づき、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表について、議決をお願いするものです。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、別紙資料のとおりのため、詳細の説明は省略させていただきます。

本件は5月27日開催の全員協議会において審議いただいた令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、6月1日から6月30日まで足寄町ホームページで意見聴取したものです。

なお、一般の方からの意見等はございませんでした。

本日の総会で決定された令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表について、農業委員会等に関する法律施行規則第15条の規定により、速やかに、足寄町ホームページに掲載します。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は、全部、終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年度第4回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 45分 閉会

議 長 吉村 進

農業委員 遠藤 勇

農業委員 人見 華代
